

令和4年11月8日

有限会社三栄資材
代表取締役 新宅 貴之 様

広島県知事
〒730-8511広島市中区基町10-52
建設産業課



解体工事業の登録について（通知）

令和4年10月6日 付けで登録申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、次のとおり登録しました。

- 登録番号 広島県知事（登一解4）第81号
- 登録の有効期限 令和4年11月7日 から 令和9年11月6日 まで
- 登録の更新を行う場合の期限 令和9年10月7日

（広島県の休日を定める条例第1条第1項の県の休日に該当する場合は、直前の開庁日）